



防災のページ 北海道太平洋沿岸の津波浸水想定を公表

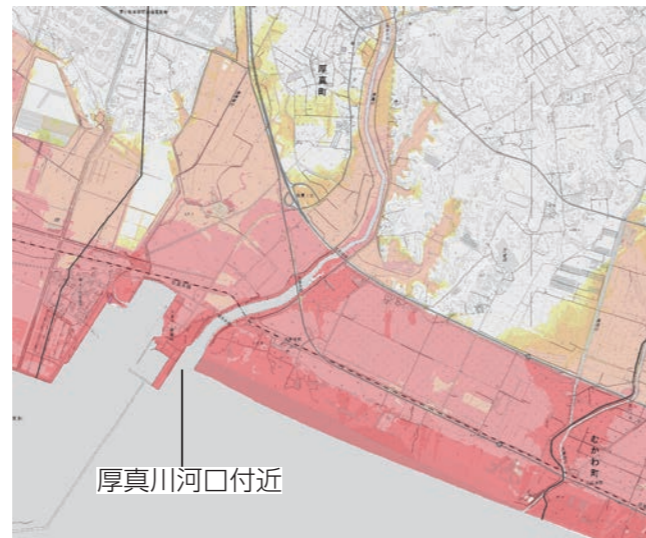
北海道は7月19日、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）に基づき、北海道太平洋沿岸（羅臼町から福島町の沿岸及び内陸市町村）の津波浸水想定（最大クラスの津波があった場合に想定される浸水の区域及び水深）を設定し、公表しました。これは、千島海溝・日本海溝沿いの巨大地震に伴う津波を想定して、日本海溝でマグニチュー

ド9.1、千島海溝でマグニチュード9.3の地震が発生した場合の最大津波の推計結果を表しています。巨大地震による大きな津波は、過去300～400年間隔で発生していて、既に前回から同程度の期間が経過していることから、専門家は千島海溝・日本海溝では津波の発生が切迫していると指摘しています。

厚真町沿岸における津波浸水想定

厚真川河口付近で予測される津波諸元				
最大津波高	影響開始時間		(参考)	
7.7m	±20cm	+20cm	第1波	最大波
	21分	39分	46分	46分

- ※最大津波高は、地点周辺における最高の津波高さ(標高)
- ※浸水深は、各地の地表面からの水面の高さ
- ※浸水域は、津波が海岸線から陸域に遡上することが想定される区域
- ※影響開始時間は、地震による地盤沈下に伴い低下した地震発生直後の海面(初期水位)に、±20cmの変動が生じる時間で、海岸・海中の人命に影響が出るおそれのある水位変化が生じるまでの時間
- ※最大波は、第1波ではなく、第2波以降に最大となる場合もある。また、実際の津波到達予想時間は、これより早くなる場合もある。
- ※海岸・海中での影響開始時間と誤って認識し、避難が遅れるのを防ぐため、第1波到達時間及び最大波を(参考)としている。



詳しくは、道ホームページ「北海道太平洋沿岸の津波浸水想定公表について」をご確認ください。町では、北海道の公表を受けてハザードマップを更新し、町民の皆さんに配布できるよう準備を進めています。



ハザードマップ 看板の設置

厚真ライオンズクラブから寄贈を受けたハザードマップの看板が、役場本庁舎正面、上厚真支所、浜厚真海浜公園の3カ所に設置されています。看板には厚真川の洪水が発生した場合の浸水予想、土砂災害危険箇所、避難所一覧などの他、浜厚真海浜公園の看板には、津波ハザードマップが表記されています。避難対策に活用してください。

Jアラート 全国一斉情報伝達試験

地震・津波や武力攻撃などの発生時に備え、次のとおり情報伝達試験を行います。

- ・厚真町以外の地域でも、さまざまな手段で情報伝達試験が行われます。
- ・携帯電話やスマートフォンなどへの伝達はありません。

10月6日 水 11時ごろ

※災害等の発生により、試験を中止する場合があります。

Jアラートの自動起動機を使用して防災行政無線・屋外拡声器から放送される標準メッセージは次のとおりです。

♪上りチャイム音♪
「これは、Jアラートのテストです」×3回
「こちらは、ぼうさいあつまです」
♪下りチャイム音♪

問い合わせ 総務課 防災グループ ☎27-2481

新型コロナウイルス感染症に関する

支援情報

飲食店応援緊急経済対策商品券事業 あつまフードエール商品券

町は、町内の緊急経済対策事業として、新型コロナウイルス感染症で外出自粛の制約を受けている町民や多大な影響を受けている町内の飲食店を支援するため、プレミアム付商品券を発行します。

新北海道スタイルを実践しながら、ご家族や知人・友人と飲食をお楽しみください。

- ・プレミアム率 50%
- ・販売価格 1口5,000円(額面7,500円)
- ・総販売口数 1,000口
- ・購入限度額 1人4口(2万円)まで ※額面3万円
- ・購入方法 厚真町商工会の窓口限定で販売 ※先着順で、売り切れ次第、販売を終了します
- ・販売・使用期間 10月5日(火)～令和4年1月14日(金)
- ・申請窓口・問い合わせ 町商工会 ☎27-2456 町産業経済課 経済グループ ☎27-2486

子育て世帯生活支援特別給付金

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、住民税非課税の低所得の子育て世帯へ「子育て世帯生活支援特別給付金」を支給します。

- ・対象者
 - ①令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者で、令和3年度分の住民税(均等割)が非課税の方
 - ②①以外の方で、令和3年3月31日時点で18歳未満の子(障害児は20歳未満)を養育しており、次のいずれかに該当する方
 - ・令和3年度分の住民税(均等割)が非課税の方
 - ・令和3年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった方(家計急変者)
- ※①は申請不要(8月下旬に支給済)、②は申請が必要
- ※令和3年4月から令和4年2月末までに生まれる新生児も対象となります
- ※子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)を受け取った方は除きます
- ・支給額 児童1人あたり一律5万円
- ・受付期間 令和4年3月14日(月)まで
- ・支払期間 令和4年3月28日(月)まで
- ・その他 申請書は住民課子育て支援グループにあります。必要事項を記入し、郵送または窓口へ提出してください。
- ・問い合わせ 町住民課 子育て支援グループ ☎26-7872 (総合ケアセンターゆくり内)

地震に備える

問い合わせ 室蘭地方気象台 ☎0143-22-4249
気象庁ホームページ <https://www.jma.go.jp/jma>

2018年9月6日に発生した「平成30年北海道胆振東部地震」から3年が経過しました。この地震では北海道内で初めて震度7が観測され、広い範囲で非常に強い揺れとなり大きな被害が出てしまいました。

もし、大きな地震による強い揺れを感じたときには、まずは落ち着いて身を守ってください。学校など屋内にいる場合には座布団やヘルメットなどで頭を守り、丈夫な机の下のような安全なスペースに避難してください。建物の倒壊や火災、津波の恐れがある場合には、地震の揺れが収まってから周囲の安全を確認して避難をしてください。

いつ起きるか分からない地震から身を守るには、普段からの準備が大切になります。防災用品の準備をしたり、地震の揺れで家具が倒れてこないように固定しておきましょう。学校や仕事などで、家族が違う場所にいるときに地震が発生する場合がありますので、避難場所や避難経路、連絡方法などについて日ごろから家庭で話し合っておくことも重要です。

気象庁では、地震が発生してから揺れの強さや到達時刻を計算し、可能な限り揺れる前にお知らせする、緊急地震速報を発表しています。テレビやラジオなどで緊急地震速報を見聞きしたときには、すぐに身の安全を確保するようにしてください。

気象台ノート

